



山田 良平

3分間

税ミナール

ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



青色申告特別控除「紙」申告は10万円引き下げ 2020年から実施

2020年以降は、紙で申告すると青色申告特別控除の控除額が10万円減ることになります。

昨年12月14日に与党が決定した18年度税制改正大綱に盛り込まれました。政府は税務行政にかかるコストを削減する目的などから税務申告の電子化を進めていますが、紙による申告へのペナルティー導入は、将来的に中小事業者まで義務化を広げるための布石と言えそうです。

2018年度税制改正大綱には、電子申告にかかる3つの見直しが盛り込まれています。

一つ目は、資本金1億円超の大企業に限り、2020年から法人税や消費税などの電子申告を義務付ける内容です。

大企業は独自の経理システムを導入していることが多く、中小に比べても電子化が進んでいないため、完全義務化により一気に税務申告の電子化を推し進めたい狙いがあるようです。

二つ目は、自営業者や個人事業主が税務申告の際に電子申告を使うと、青色申告者に認められる「青色申告特別控除」の控除枠を紙申告の人と比べ10万円上乘せするというものです。大企業への電子申告の義務化と同じ2020年から導入するとのこと。

これだけなら10万円の控除枠は電子申告をした人に対するボーナスとなりますが、3つ目の見直しとして、給与所得控除の引き下げに併せ、青色申告特別控除についても一律10万円の引き下げが盛り込まれました。控除額が現行の65万円から55万円になるわけです。その上で、電子申告をした人に限っては従来通りの65万円を控除できますので、実質的には紙で申告を続ける人に対する10万円のペナルティーという意味合いが強いともいえます。

2016年度の確定申告の実績をみますと、電子申告の利用率は所得税で53.5%、個人の消費税で63.2%となっています。法人税だけを見ますと、実質的には8割近い中小事業者がすでに電子化を済ませています。所得税はまだ半数程度です。控除額に差を付けることで、電子申告への完全移行を一気に進める狙いが見直しの背景にはあるようです。